# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
20	障害者の補装具支給に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、障害者の補装具支給に関する事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

#### 公表日

令和7年6月27日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	障害者の補装具支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に則り 受給者の管理、負担上限額の判定、住民への通知、補装具の照会業務を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②自己負担額上限の設定に必要な各種情報の照会 ③転入前の補装具受給情報照会
③システムの名称	補装具管理システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
補装具台帳情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一 第84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定 める事務を定める命令 第60条
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第108項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号
5. 評価実施機関における	担当部署 担当部署
①部署	保健福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	保健福祉部障がい福祉課障がい医療係 0289-63-2127
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
海田 七珊市	

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人未満(任意実施) ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7年	5和7年6月9日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		令和7年6月9日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び含	全項目評価書
311 CV 3.				
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ−	ークシステムを道	<b>重じた提供を除く。)</b> [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・ダブルチェックによる点検を実施 ・個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管					

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· 啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> <ul><li>(選択肢&gt; <ul><li>1) 特に力を入れて行っている</li><li>2) 十分に行っている</li><li>3) 十分に行っていない</li></ul></li></ul>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	・ダブルチェックによる点検を実施・個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	番号法第9条第1項、別表第一 第84項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第84項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の108、109、110 の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二の108、109、110の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 小林和弘	障がい福祉課長 田野井秀雄	事後	
平成29年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日	平成29年6月20日	事後	
平成31年3月22日	I 1③システムの名称	補装具管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア	補装具管理システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年3月22日	I 1③システムの名称	補装具管理システム SWAN(宛名)システム 中間サーバー・ソフトウェア	補装具管理システム SWAN(宛名)システム 統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成31年3月22日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第84項	番号法第9条第1項、別表第一 第84項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
平成31年3月22日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の108、109、110の項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第108項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第5 5条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号	事後	
平成31年3月22日	I 5②所属長の役職名	障がい福祉課 田野井秀雄	障がい福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2取扱者 数いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅳリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年7月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者 数	500人以上	500人未満	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者 数いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年7月15日 時点	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第108項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第5 5条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第108項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第5 5条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号	事後	
令和3年10月30日	I 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月15日 時点	令和3年10月30日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か	令和3年10月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月26日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	_	十分である ・ダブルチェックによる点検を実施 ・個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管	事後	
令和6年11月26日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である ・ダブルチェックによる点検を実施 ・個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年6月9日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	令和7年6月9日 時点	事後	